

## 朝 霞 市 被災された方へ

朝霞市では、風水害や火災などで被災された方々への支援を行っています。支援内容は、下記の一覧のとおりです。対象者や支援内容などについて、掲載しておりますので、ご確認の上、各課に直接申請の手続きを行ってください。

- (1) 学用品の補助（教育管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除（開発建築課）・・・・・・ 2
- (3) 国民健康保険税及び一部負担金の減免（保険年金課）・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 国民年金保険料の免除（保険年金課）・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 後期高齢者医療保険料の減免（保険年金課）・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 介護保険料の減免（長寿はつらつ課）・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 個人住宅リフォーム資金補助制度（産業振興課）・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免（保育課）・・・・・・ 8
- (9) 被災によるごみ（災害ごみ）の処理（資源リサイクル課）・・・・・・・・・・・・ 9
- (10) 災害見舞金の支給（福祉相談課）・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (11) 災害弔慰金の支給（福祉相談課）・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (12) 災害障害見舞金の支給（福祉相談課）・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (13) 災害援護資金の貸付（福祉相談課）・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (14) 固定資産税・都市計画税の減免（課税課）・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (15) 市・県民税の減免（課税課）・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (16) 税の徴収の猶予（収納課）・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (17) 浸水の解消後の消毒（環境推進課）・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (18) 水道料金及び下水道使用料の減免について（水道経営課）・・・・・・ 18

※り災証明書の申請について

（火災）朝霞地区一部事務組合朝霞消防署 消防課

問い合わせ先：048-463-1190

（風水害など）課税課 固定資産税係

問い合わせ先：048-463-1111（代表）内線 2132 2133 2134 2135

048-463-2875（直通）

## (1) 学用品の補助

### 対象者：

火災等により被災した児童生徒の保護者の方。

### 支援内容：

被災状況により、就学に必要な学用品・通学用品等を現物支給します。

### 申請方法：

通学している学校へお申し出ください。

※学校長が被災状況等を確認し、就学に必要な学用品等を調査の上、支給します。

### 問い合わせ先：

教育管理課 学務係 048-463-1111 (代表) 内線 2442

048-463-0793 (直通)

## (2) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除

### 対象者：

市内に存する建築物等が災害により滅失、き損等された方。

### 支援内容：

災害発生日から1年以内に再建築する建築物等について、市に提出する場合の確認申請及び完了検査手数料を免除します。

### 申請方法：

り災証明書等※を添付し、確認申請や完了検査申請を行ってください。

### 問い合わせ先：

開発建築課 建築指導係 048-463-1111 (代表) 内線 2592 2593

048-463-2585 (直通)

### (3) 国民健康保険税及び一部負担金の減免

#### 対象者：

火災、震災、風水害その他これらに類する災害により居住する住宅に損害を受けた方で、生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方。

※一定の所得要件等があります。詳しくは、ご相談ください。

#### 支援内容：

被災状況により一時的な国民健康保険税の減免及び一部負担金の減免又は徴収猶予を行います。

#### 申請方法：

国民健康保険税：保険年金課国民健康保険係にご相談のうえ納期限までに申請してください。

一部負担金：保険年金課国民健康保険係にご相談のうえ申請してください。

#### 必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等）

#### 問い合わせ先：

保険年金課 国民健康保険係 048-463-1111（代表）内線 2624 2625 2627  
048-463-0283（直通）

#### (4) 国民年金保険料の免除

##### 対象者：

- ①天災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額がその価格の概ね1/2以上の損害を受けた方。
  - ②東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方。
- 福島県内の次の市町村が対象となります。

田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町  
双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町  
双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村 (以上12市町村)

##### 支援内容：

- ①国民年金保険料の免除制度がご利用できます。
- ②ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

##### 申請方法：

市役所又は年金事務所に国民年金保険料免除申請書の提出が必要です。

##### 必要書類：

- ①被災状況届 (国民年金保険料免除申請用)
- ①、②共通 委任状 (※本人が提出できない場合)

##### 問い合わせ先：

保険年金課 国民年金係 048-463-1111 (代表) 内線 2622 2623  
048-463-0284 (直通)

## (5) 後期高齢者医療保険料の減免

### 対象者：

被保険者又は生計維持者で、災害等に遭われた方。

### 支援内容：

被保険者又は生計維持者が現に居住している住宅の場合、被災状況により保険料の減免をします。

被災状況	減免割合
住宅全壊（全焼・全流失）の場合	保険料の100%
住宅大規模半壊（半焼）の場合	保険料の70%
・住宅半壊（半焼）の場合 ・家財又はその他の財産が焼失、損壊などの被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水した場合	保険料の50%

### 申請方法：

災害がやんだ日の翌日から2か月以内に申請してください。

申請書を受理後、広域連合にて減免の決定を行います。その後、保険料変更決定通知を送付いたします。（概ね2～3か月）

### 必要書類：

- ・減免申請書
- ・り災証明書等※（減免を受けようとする事由を証明する書類）

### 問い合わせ先：

保険年金課 高齢者医療係 048-463-1111（代表）内線 2632 2638  
048-463-1928（直通）

## (6) 介護保険料の減免

### 対象者：

65歳以上の介護保険被保険者で、災害等に遭われた方。

### 支援内容：

災害等により生活が著しく困難となった者又は、これに準ずると認められる者について、介護保険料の一時的な負担の軽減を図ります。

### 申請方法：

災害発生日から12か月以内に申請してください。

### 必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等※）

### 問い合わせ先：

長寿はつらつ課 介護保険係 048-463-1111（代表）内線 2636 2637  
048-463-1719（直通）

## (7) 個人住宅リフォーム資金補助制度

### 対象者：

- ①朝霞市に住民登録をしている市民の方でリフォームを行う建物の所有者の
- ②申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他市の貸付金の滞納がないこと。
- ③過去にこの補助金を利用したことのある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること（平成27年度に補助金の交付決定を受けた方は除く）。

### 対象物件：

自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅）、マンションの場合は、専有部分のみ、店舗兼用住宅などは、住居部分の面積按分で算出します。

申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。

### 支援内容：

対象工事費（消費税込み）10万円以上の工事に対し5%の補助。最高限度額5万円（100円未満切捨て）を補助します。

申請方法：工事着工予定日の1か月前から1週間前までに申請

※補助金内定額が当初予算額に達したため、令和元年度の補助金につきましては受付を終了しました。

### 必要書類：

①朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書 ②家屋課税台帳登録証書または建物登記簿謄本（写しでも可、発行より3か月以内のもの） ③リフォーム工事図面（建物見取図など） ④リフォーム工事費見積書の写し（朝霞市内の業者であることが明記されていること） ⑤工事前の写真 ⑥建築基準法に基づく届出書の写し（増築の場合）

※テラスや縁側の新設、機械・家電類の取付・交換のみの工事は対象外です。詳しくは、産業振興課までお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

産業振興課 産業労働係 048-463-1111（代表）内線 2243 2244  
048-463-1903（直通）



## (8) 保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免

### 対象者：

- ① 保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた方。
- ② 保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から転入してきた方。

### 支援内容：

- ① ・全焼、全壊、または流失したとき。  
保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料7,500円減免します。
- ・半焼又は半壊したとき。  
保育園保育料50%免除、放課後児童クラブ保育料5,000円減免します。
- ・火災・水害等により自宅が床上浸水したとき、又は延焼防止活動により、一時的に居住することができなくなったとき。  
保育園保育料30%免除、放課後児童クラブ保育料2,500円減免します。
- ② ・保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料7,500円減免します。

### 必要書類：

保育園保育料…り災証明書※、保育料免除申請書  
放課後児童クラブ保育料…り災証明書※、保育料減免申請書

### 申請方法：

市役所、保育課に必要書類を提出してください。

### 問い合わせ先：

保育課 保育係（保育園保育料） 048-463-1111（代表）内線 2643 2646  
048-463-2836（直通）

保育総務係（放課後児童クラブ保育料）

048-463-1111（代表）内線 2640 2644  
048-463-2939（直通）

## (9) 被災によるごみ（災害ごみ）の処理

### 対象者：

市内において火災、災害、その他特別な事情等で被災した方で、その敷地内から出されるごみ（災害ごみ）の処理を希望される方。

### 支援内容：

災害ごみの処理手数料を免除します。なお、一般住宅等以外の店舗、会社、工場等の事業活動に供される建物から排出される災害ごみについても、対象となります。

ごみの持ち込みが困難な方は、クリーンセンターへご相談ください。

### 申請方法：

クリーンセンター受付で、り災証明書※又は、り災届出証明願※2（り災証明書が発行されない家財等のみの場合）を提示し、「一般廃棄物処理手数料免除申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

※2 り災届出証明願に関すること：

収納課 納税係 048-463-1111（代表）内線 2223 2224 2225 2226  
048-463-2023（直通）

### 問い合わせ先：

クリーンセンター 048-456-1593

※持ち込みされる場合は事前にクリーンセンターまでご連絡をお願いします。

## (10) 災害見舞金の支給

### 対象者：

火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により、朝霞市に住民登録のある方で、住家に被害を受けた方、死亡された方のご遺族又は重傷を負った方。

### 支援内容：

災害等に遭った方へ見舞金または弔慰金を支給します。

- ① 住家が全焼し、全壊し、又は流失した場合 1世帯につき10万円
- ② 住家が半焼し、又は半壊した場合 1世帯につき6万円
- ③ 住家が床上浸水した場合 1世帯につき5万円
- ④ 負傷した場合（全治1月以上の場合に限る。） 1人につき6万円
- ⑤ 死亡した場合 1人につき10万円
- ⑥ 延焼防止活動により住家が浸水し、又は破壊し、一時的にその住家に居住することができなかった場合 1世帯につき3万円

※①、②、③または⑥に該当する世帯が単身世帯のときの災害見舞金の額は、当該支給額に2分の1を乗じて得た額となります。

※店舗併用住宅については、住家に該当する部分が床上に浸水した場合に対象とします。

※災害救助法に基づく救助が適用される場合は、災害見舞金の支給が制限される場合があります。

### 申請方法：

災害見舞金等支給申請書を提出してください。

### 問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657

048-463-1594（直通）

## (11) 災害弔慰金の支給

### 対象者：

暴風、豪雨等の自然災害により死亡された方（朝霞市に住民登録のある方）のご遺族。

遺族の範囲：配偶者、子、父母、孫、祖父母

※いずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同じ居し、または生計を同じくしていた方）

### 対象災害：

- ・朝霞市において、住居が5世帯以上滅失した災害
- ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

### 支援内容：

<支給限度額>

- ・生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・その他の者が死亡した場合：250万円

### 申請方法：

電話または福祉相談課窓口等にてご相談ください。

### 問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657  
048-463-1594（直通）

## (12) 災害障害見舞金の支給

### 対象者：

被災当時、朝霞市内に住民登録のある方で、災害により、下記に掲げる障害を受けた方。

- ・両眼が失明した方
- ・咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方

### 対象災害：

- ・朝霞市において、住居が5世帯以上滅失した災害
- ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

### 支援内容：

<支給額>

- ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円
- ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円

### 申請方法：

電話または福祉相談課窓口等にてご相談ください。

### 問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111（代表）内線 2654 2657  
048-463-1594（直通）

### (13) 災害援護資金の貸付

#### 対象世帯：

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主。

以下の①から③のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。

- ① 災害発生時に、朝霞市に住所を有していた世帯
- ② 次のいずれかの被害を受けた世帯
  - (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
  - (2) 家財のおおむね3分の1以上の損害
  - (3) 住居の半壊又は全壊
- ③ 世帯全員の前年の総所得が下表の総所得額未満である世帯

世帯人数	総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

#### 対象災害：

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

#### 支援内容：

##### <貸付限度額>

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円

※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には( )内の額となります。

##### <貸付利率>

連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

##### <償還期間>

10年(据置期間を含む)

#### 申請方法：

電話または福祉相談課窓口等にてご相談ください。

#### 問い合わせ先：

福祉相談課 地域福祉係 048-463-1111 (代表) 内線 2654 2657  
048-463-1594 (直通)

#### (14) 固定資産税・都市計画税の減免

##### 対象者：

朝霞市内にある土地・家屋・償却資産について、大規模な災害により著しく被害を受けた方。

##### 支援内容：

災害により著しく被害を受けた土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の一時的な負担の軽減を図ります。

##### 申請方法：

減免申請書に、り災証明書等※の書類を添えて、納期限までに課税課に申請してください。

##### 問い合わせ先：

課税課 固定資産税係 048-463-1111 (代表) 内線 2132 2133 2134 2135  
048-463-2875 (直通)

## (15) 市・県民税の減免

### 対象者：

大規模な災害により著しく被害を受けた方で、災害当時に市内に住所又は居所を有していた方。※一定の所得要件等あり。詳しくはご相談ください。

### 支援内容：

災害により著しく被害を受けた方について、市県民税の一時的な負担の軽減を図ります。

### 申請方法：

減免申請書に、り災証明書等※の書類を添えて、納期限までに課税課に申請してください。

### 問い合わせ先：

課税課 市民税係 048-463-1111 (代表) 内線 2233 2234 2235 2236 2237  
048-463-2853 (直通)



## (16) 税の徴収の猶予

### 対象者：

財産について、震災、風水害、火災、盗難に遭い納税ができない方。

### 支援内容：

原則として、申請があった日から、1年以内の期間で、税の徴収を猶予します。

### 申請方法：

収納課へお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

収納課 納税係 048-463-1111 (代表) 内線 2223 2224 2225 2226

048-463-2023 (直通)

## (17) 浸水の解消後の消毒

### 対象者：

床上・床下浸水被害に遭われた市民、市内事業者。

### 支援内容：

浸水の解消後、必要に応じて消毒を行います。

### 申請方法：

電話または環境推進課窓口等にて、ご相談ください。

### 問い合わせ先：

環境推進課 環境推進係 048-463-1111 (代表) 内線 2262

048-463-1504 (直通)

## ( 1 8 ) 水道料金及び下水道使用料の減免

### 対象者：

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、朝霞市内で一時的に避難生活をしている世帯及び避難世帯を受け入れている世帯の方。

### 支援内容：

避難世帯については、水道料金及び下水道使用料の全額を免除する。  
受け入れ世帯については、認定水量を超えた水量に係る水道料金及び下水道使用料を減額する。

### 申請方法：

減免申請書に避難者の入居日又は受け入れ日が確認できる書類、り災証明書※、被災証明書の写し等を添付してください。

### 問い合わせ先：

水道経営課 048-462-3366

下水道課 048-463-0916